

#### 別表第四 有害物質(第二条関係)

(平一三条例一八・平二四条例一〇六・一部改正)

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機<sup>りん</sup>化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒<sup>び</sup>素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 アルキル水銀化合物
- 九 ポリ塩化ビフェニル
- 十 トリクロロエチレン
- 十一 テトラクロロエチレン
- 十二 ジクロロメタン
- 十三 四塩化炭素
- 十四 一・二—ジクロロエタン
- 十五 一・一—ジクロロエチレン
- 十六 一・二—ジクロロエチレン
- 十七 一・一・一—トリクロロエタン
- 十八 一・一・二—トリクロロエタン
- 十九 一・三—ジクロロプロペン
- 二十 チウラム
- 二十一 シマジン
- 二十二 チオベンカルブ
- 二十三 ベンゼン
- 二十四 セレン及びその化合物
- 二十五 ほう素及びその化合物
- 二十六 ふっ素及びその化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四—ジオキサン